**平成２１年（フ）第６６０号**
神奈川県南足柄市塚原2167番地１　ＦｏｒｅｓｔＦｏｒｔ
債務者　小池　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６６４号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津1136番地の４
債務者　竹村　純子（旧姓梅本・川村）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６７３号**
神奈川県厚木市上落合594番地２
債務者　櫻田　昌己
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７１３号**
神奈川県厚木市妻田東１丁目21番１―401号
債務者　山口　初喜
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７１４号**
神奈川県秦野市曲松２丁目４番４号　コーポ松田101号
債務者　須山二三夫
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７２４号**
神奈川県足柄上郡大井町金子1113番地11　ロードハウスＡ―202、旧住所神奈川県伊勢原市東成瀬43番地の９　エトワールハイム103号
債務者　鍛代　　智
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７３７号**
神奈川県小田原市東町５丁目９番45―101号　第一セピアコート石井
債務者　古屋　成子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７４１号**
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦385番地の２　加藤アパート201
債務者　竹村　五月
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７４２号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津176番地の３　メイプル末廣17―201、旧住所神奈川県愛甲郡愛川町春日台１丁目15番地の11
債務者　大城　カズ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７４５号**
神奈川県厚木市下荻野1154番地１　コーポハイデン101
債務者　松橋　貴行
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７４８号**
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1862番地55
債務者　小口　秀司
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７５２号**
神奈川県小田原市東町３丁目２番54号―12号
債務者　森田　京子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２０年（フ）第２７１３号**
福岡市中央区六本松３丁目11番33号
債務者　山本　真紀
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１７５２号**
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目72番地　ルヴィナス・Ｕ１―403号
債務者　福間　貴幸
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１９２１号**
福岡市西区内浜１丁目17番１―502号
債務者　岩井　琢三
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２０８９号**
福岡市東区多の津５丁目４番18号
債務者　釜瀬　廣樹
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２１４６号**
福岡市東区千早１丁目９番２―506号
債務者　小田　耕一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部